

## 理論政策更新研修機関

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成12年9月22日通商産業省令第192号）第37条第1項の規定に基づき経済産業大臣の登録をうけた理論政策更新研修機関は以下のとおり。（登録順）

平成20年11月4日現在

➤ （社）中小企業診断協会	電話 03-3563-0851
	HP <a href="http://www.j-smeca.jp/">http://www.j-smeca.jp/</a>
➤ （株）実践クオリティシステムズ	電話 048-985-8255
	HP <a href="http://www.jqs.jp/">http://www.jqs.jp/</a>
➤ （株）経営教育総合研究所	電話 03-3221-7610
	HP <a href="http://www.keieikyoku.co.jp/">http://www.keieikyoku.co.jp/</a>
➤ （株）あきない総合研究所	電話 03-5777-0022
	HP <a href="http://www.akinaisouken.jp/">http://www.akinaisouken.jp/</a>

以上

中小企業診断士理論政策更新研修の標準手数料とその積算根拠

手数料	積算根拠
6,000 円	1,190 円（管理費）+4,797 円（事業費） $\div$ 6,000 円